○文部科学省告示第百五十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
フィブラ	平成二十七年九月二十五日	平成二十七年九月二十八日から平成二十八年六月十五日まで	株式会社中日新聞社東京本社文化事業部 部長　寺尾　晶子 東京都千代田区内幸町二―一―四	国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七―七 平成二十七年十月十六日から平成二十八年一月十一日まで
耳飾り（a）	同右	同右	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館 館長　馬渕　明子 東京都台東区上野公園七―七	宮城県美術館 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四―一 平成二十八年一月二十二日から同年三月六日まで
耳飾り（b）	同右	同右	株式会社ＴＢＳテレビ事業局文化事業部 部長　高橋　一世 東京都港区赤坂五―三―六	愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二 平成二十八年四月一日から同年五月二十九日まで
耳飾り一対（a）	同右	同右	宮城県美術館 館長　有川　幾夫 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四―一	同右
ペンダント	同右	同右	愛知県美術館 館長　島　敦彦 愛知県名古屋市東区東桜一―十三―二	同右
耳飾り（c）	同右	同右	同右	同右
口を覆う飾り	同右	同右	同右	同右
耳飾り一対（b）	同右	同右	同右	同右
ディアデマ（a）	同右	同右	同右	同右
ディアデマ（b）	同右	同右	同右	同右
首飾り（a）	同右	同右	同右	同右
耳飾り一対（c）	同右	同右	同右	同右
蛇を象った腕輪（a）	同右	同右	同右	同右
耳飾り一対（d）	同右	同右	同右	同右
腕輪一対	同右	同右	同右	同右